

## [ 事案 21-8 ] 高度障害保険金請求

- ・平成 21 年 4 月 30 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 2 月 15 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

胸髄髄膜内腫瘍によって胸より下の部分が麻痺しており、高度障害状態にあるとして高度障害保険金の支払いを求め、申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

平成 17 年秋に右脇腹に痛みが出たので治療を開始し、現在は胸髄髄膜内腫瘍により両下肢とも胸より下の部分が麻痺しているほか、体幹麻痺、腹筋麻痺、背筋麻痺及び発汗体温調整機能不全の身体障害がある。そこで、平成 9 年加入の保険契約にもとづいて高度障害保険金を請求したところ、提出した診断書では高度障害に該当しないとのことで支払われない。

主治医も高度障害状態にあると判断し、また、他保険・共済からも支払われており、納得出来ないのので、高度障害保険金を支払って欲しい。

### < 保険会社側の主張 >

申立人より提出された障害診断書および主治医より取得した証明・意見書等にもとづいて、申立人の障害状態について精査・検討したが、下記のとおり、当社約款に定める高度障害保険金の支払事由に該当しないと判断されるため、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 申立人の右下肢は「完全運動麻痺」と認められるが、「不全運動麻痺」の状態であり、「完全運動麻痺」には至っていない。また、原因の傷病、経緯等から見て、関節の癒着はありえないものと考えており、両下肢とも「関節の完全強直」の状態には該当しない。
- (2) 徒手筋力テストの結果は、MMT 0 から MMT 5 までの 6 段階で評価され、MMT 0 ないし MMT 1 の場合には、「完全運動麻痺」に準ずるものとして、高度障害該当と判断することがあるが、申立人の左下肢については MMT 2 (下から 3 番目) 程度の筋力が認められる。

### < 裁定の概要 >

申立人の主張する高度障害状態は、両下肢の麻痺と解されるので、裁定審査会では、申立人提出の障害診断書および証明・意見書により、同人の両下肢が、高度障害状態にあると認められるかについて検討した。その結果、申立人が高度障害状態にあると認定することはできず、他に高度障害状態であると認定するに足りる証拠はないことから、申立人の請求を認めることが出来ないため、生命保険相談所規程第 4 4 条にもとづき、裁定書にその理由を記載して裁定手続きを終了した。

- (1) 主治医作成の平成 20 年 7 月 7 日付障害診断書によると、「両下肢は、一部自動運動可能であるが、協同性に欠け、両下肢機能全廃状態である」と診断されており、申立人の両下肢は、一部自動運動可能であるとされていることから、両下肢が完全運動麻痺の状況にあると認めることはできない。なお、本診断書には、各関節の可動域の記載はなされておらず、両下肢の 3 大関節が完全強直と認めることもできない。従って、本診断書をもって高度障害状態にあると認めることはできない。
- (2) 主治医の同 20 年 10 月 2 日付証明・意見書では、運動麻痺の分類及び程度として、右下肢は「完全麻痺」、左下肢は「不全麻痺」と診断されており、両下肢が完全運動麻痺の状況にあると認めることはできない。また、両下肢の 3 大関節の可動域については、両下肢とも自動及び他動の可動域がある旨の記載がなされており、両下肢の 3 大関節が完全強直と認めることはできない。従って、本証明・意見書をもって、高度障害状態にあると認めることはできない。
- (3) 主治医作成の同 20 年 10 月 30 日付証明・意見書では、運動麻痺の分類及び程度として、

両下肢とも「完全麻痺」と診断されているが、「左下肢は一部反射を利用して動く部分もあるが、ほぼすべて筋力はMMT 2以下であり、純粋な意味での可動域は重力に逆らって自動的に得られるものではない」と付記されている。この付記内容から、申立人の左下肢は実用性のない状況であることは窺えるが、徒手筋力検査（MMT）の結果、左下肢の筋力はMMT 1（筋肉の収縮は認められるが、関節運動は全く生じない場合）は超えていることが認められるから、完全運動麻痺の状況にあると認めることはできず、両下肢が完全運動麻痺の状況にあると認めることはできない。

また、両下肢の3大関節の可動域については、20年10月2日付け証明・意見書と比べると、他動域の記載はなく、右下肢の自動域に変動はないが、左下肢の自動域は大きく減少し、右下肢と同様にほとんどない証明になっている。しかし、同20年10月2日付け証明・意見書において認められていた他動域がないことの証明はなく、自動域については、1ヵ月前の診断と大きく異なることから、直ちに自動域がほとんどないと認めることはできず、両下肢の3大関節が完全強直と認めることはできない。従って、本証明・意見書をもってしても、申立人が高度障害状態にあると認めることはできない。

なお、約款に基づく支払いの可否の決定は、各社ごとの判断であるから、各社の判断に違いが生じることはやむを得ない事態であり、当審査会の判断を左右するものではない。